

高石市教育委員会定例会会議録

(平成 28 年 4 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 28 年 4 月 13 日午後 3 時 05 分
閉 会	平成 28 年 4 月 13 日午後 3 時 40 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委 員 長 職 務 代 理 者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 木 寄 茂 巳 教 育 部 理 事 兼 次 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 上 田 庸 雄 教 育 部 次 長 兼 こ ど も 家 庭 課 長 : 池 治 久 美 子 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 : 吉 田 種 司 学 校 教 育 課 長 代 理 兼 人 権 教 育 推 進 室 長 : 清 水 寛 之 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 中 野 雅 博 子 育 て 支 援 課 長 : 神 志 那 隆 子 育 て 支 援 課 課 長 代 理 : 小 林 弘 典 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 高 石 市 民 文 化 会 館 館 長 : 田 中 正 博 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 中 央 公 民 館 館 長 : 石 田 俊 彦 教 育 総 務 課 長 代 理 兼 総 務 管 理 係 長 : 山 本 敬 司 教 育 総 務 課 主 任 : 前 川 恭 徳

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 報告第 1 号 高石市立幼稚園条例施行規則等の一部を改正する規則について

教育総務課長	<p>この規則改正は、国の平成28年度における「幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進」を受けて実施するものである。</p> <p>改正内容として、ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡大がある。いままでの規則では第3階層は8,700円となっており、最年長の子どもから順に2人目は、利用負担額を2で除して得た額、3人目以降については無料としている。第3階層は、特定世帯を除く世帯が8,700円、特定世帯の第1子はその半額の4,350円。第2子以降が無償という形で改正した。</p> <p>次に、もう一つの改正が、ひとり親世帯等の従来の多子軽減における年齢上限の撤廃である。こちらも国の取り組みに対応し、市町村税所得割課税額77,100円以下の世帯、生計を一にする子どもを多子対象の算定対象とするものである。同一世帯で、満3歳から小学校3年生まで範囲内という形で算定していた分が全ての生計を一にする子どもという形で拡大したものである。</p> <p>この改正により、77,100円以下の特定世帯の生計を一にする子どもであれば、年齢関係なく、多子軽減における人数として計算することとなる。</p> <p>以上、2点が今回の改正の内容となっており、平成28年4月1日から、</p>
--------	---

	この制度の適用を行う予定である。
吉村委員	子どもの範囲の、上限はどうなるのか。何歳まで子どもとして認めるのか。
教育総務課長	生計を一にする子どもということで、年齢の制限は無く、18歳を超えた方であっても、生計を一にしている子どもであれば、対象としている。
吉村委員	子どもかどうかの確認は申告なのか、何か書類が必要なのか。
教育総務課長	保護者と生計を一にする方ということで、何らかの確認は必要になる。
佐野委員長	承認する。

・報告第2号 職員の人事異動について

教育総務課長	平成28年3月31日付け及び平成28年4月1日付人事異動について、概略を説明。
佐野委員長	承認する。

・報告第3号 社会教育委員の委嘱について

社会教育課長	高石市社会教育委員の委嘱については、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、社会教育委員委嘱者名簿に記載の1名を委嘱するものである。 なお、本市の社会教育委員については、学校教育関係者として市立学校長代表である真崎氏を委嘱していたが、このたび市立学校長代表が木勢氏に変わったので、平成28年4月1日から残任期間となる平成29年3月31日までの間、委嘱するものである。 なお、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定により、教育長が臨時代理をしている。
佐野委員長	承認する。

・報告第4号 スポーツ推進委員の解嘱について

社会教育課長	委嘱を行っていた本市のスポーツ推進委員の小林弓子氏から、平成28年3月31日をもって辞任の申し出があったため、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定に基づき、教育長が臨時代理をしている。
佐野委員長	承認する。

・報告第5号 スポーツ推進委員の委嘱について

社会教育課長	本市のスポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、社会的人望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方に委嘱をしている。大田光洋氏、高田信康氏の2名の方についても、本市のスポーツに精通し、また人格、見識ともすぐれた方であり、スポーツ推進委員として適任である。今回、この2名を本市のスポーツ推進委員として、委嘱について、高石市教育委員会通則の規定により、教育長に臨時代理をいただいた。 なお、任期については、平成28年4月1日から平成30年3月31日となっている。
--------	---

佐野委員長	承認する。
-------	-------

・報告第6号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・報告第7号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成28年3月16日から4月12日までの行事について説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・その他委員長が必要と認めた事項

学校教育課長	学校管理職の平成28年3月31日付け及び平成28年4月1日付人事異動について、概略を説明。
教育総務課長	協議会における記録について、今後は、協議会といわれるものは誤解を招くので、連絡会という名称に改め、何がなされたかを示す文書を残すということを行いたい。
佐野委員長	協議会という名称は誤解を招くため、今後は連絡会という名称にしたい。中身については、1点は今までどおり事務連絡、日程調整等を行っていく。そして、何がなされたかを示す文書を残すこととしたいと考えている。
各委員	意見なし。
西中委員長 職務代理者	新しく採用された教員に、市は新採教員の研修をどのように体系的に行っているのか。
教育部理事	<p>新採教員は中学校5名、小学校5名である。まず初任者の研修について、大阪府教育委員会が初任者研修の実施が中心になっている。年間に23回あり、その中で大阪府の教育センターで研修を受ける機会以外に、各市町村で各初任者研修を委託されている。その研修を本市は市域が狭いため、2市1町泉大津市と忠岡町と合同で開催をしており、その中で子ども理解の研修や、初任者の研究事業をそれぞれ小中別で行い、公共の施設の中で2日間ほど社会体験研修を2年目に実施するが、これも初任者研修に入っている。</p> <p>それ以外に市では、学期に1回は必ず初任者は研究授業を行うとしており、自分の教科の研究授業とあわせて1回は道徳の授業を研究するとしている。こちらも昨年からは2年目にも一度研究授業を行うことになり、1年目、2年目を合わせて4回、研究授業を行うということになっている。</p> <p>また、初任者が入ったとき4月、5月というのは、なかなか慣れないこともあり、授業時間が終わった4時から5時までの勤務時間1時間初任者を集め3回に分けて、サービスのことや研究授業に向けての指導案の指導、先輩の教員からの経験談、そのようなことを踏まえた形のアフターフォローという研修を行ったり、また学期の終業式、修了式のときの学期に必ず1回は初任者同士のいわゆる情報交換をしながら、初任者の状況を見きわめている。</p> <p>また、先輩の2年目教員から、去年の初任者との交流でアドバイスを</p>

	受けるという形で初任者の育成には努めている。
西中委員長 職務代理者	マンツーマンで行う指導教員もいるのか。
教育部理事	行っている。 高南中学校と加茂小学校に3名新任教員がいるが、3名の学校には府から初任者指導加配の教員が1名配置されており、授業を持たずに初任者の担当として初任者指導を行うこととなっている。 残りの学校は1名ずつの配置になっているので、加茂小学校の初任者指導の加配教員は、1名兼務で小学校の初任者の指導を行っている。高南中学校の初任者の加配教員も、取石中学校の1名の指導も行っている。残りの1名ずつの初任教員については、その学校の教科担当と初任教員の指導教員を決めて、初任教員の指導を行っている。
西村委員	今年度からの学校の司書の配置について変更点はあるか。
学校教育課長	平成27年度は、府費負担の加配の学校司書が1名、配置を受けて勤務をしていた。平成28年度については、学校司書を5名体制で、1人が2校を担当という形でもう既に配置している。
西村委員	司書の活動は図書館に、授業中も在駐しているのか。あるいは職員室に行き、他の教員との調整なども行っているのか。
学校教育課長	本市が考えている学校司書は、図書館にずっと在駐ということではなく、学校の授業支援についても行っていきたいと考えているので、教員との連携が非常に大事だと考えている。職員室に自席をつくり、その中で授業支援に向けて教科書の貸与も行い、その教科担当とか担任の先生との連携を深めながら、授業でどのような図書を活用できるのか等も相談しながら進めている。 開館については、放課後、昼休み等の開館業務、図書館サポーター、ボランティアの協力も得ながら進め、生徒の図書委員等と一緒に活動している。また、さらに公共図書館との連携もして、学校図書館にない本については、広く公共図書館に対して団体貸出を求め、より多くの本をそろえたいと考えている。
西中委員長 職務代理者	司書というのは、司書教諭ではなく図書館の司書か。
学校教育課長	司書教諭というのは、各学校に1名は必ず置かなければならないとなっている。これは教諭が司書教諭の形で充てられたものである。昨年度から入っている学校司書は、司書の資格を持っている者を主に学校図書館に配置し、授業の中でも活用していくという形で、教員と協力しながら授業の支援も行っていくもので、学校図書館司書と司書教諭というのは違うものである。 学校司書という表現を使っているが、文部科学省では学校図書館司書という名称も使っている。
佐野委員長	これで閉会とする。